

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 日中知財ビジネス研究セミナー開催のご案内

JETRO 北京事務所知的財産権部では、特許庁受託事業として、「日中知財ビジネス研究セミナー」を開催します。

中国における知財流通が活発化し、特に製薬・バイオ分野にて日本企業が中国知財取引仲介機関を通じて、知財権のライセンスアウトや提携先探しを行う事例も出ています。この新たな市場参入形態がどのようなものか、またどのような点にリスクがあるのかについて、中国関係機関や有識者の方々にご講演頂きます。この機会によりしくご参加ください。

日 時：2011年9月15日（木）13：00-17：00

場 所：長富宮ホテル 2階 月季の間

主 催：日本貿易振興機構北京事務所

言 語：中日同時通訳

参加費：無料

内 容：以下のとおり

申込方法：必要事項（所属、氏名、連絡先）をご記入の上、JETRO 北京事務所知的財産権部までご送付ください。（E-Mail：post@jetro-pkip.org、F A X：010-6528-2782）

13:00-13:05 本セミナーに関する説明

13:05-13:20 知財流通研究会の取組み紹介

～中国知財流通市場の現状と課題～

日本貿易振興機構北京代表処 知的財産権部 顧問 小池清仁

13:20-14:00 北京技術交易促進中心（BTEC）の紹介

北京技術交易促進中心 国際技術転移部 部長 夏文歡

14:00-14:40 中国技術交易所有限公司（CTEX）の紹介

中国技術交易所有限公司ご担当者

14:40-15:20 南南全球技術産権交易所（South-South GATE）の紹介

南南全球技術産権交易所ご担当者

休憩

15:40-16:00 技術取引に関する日本企業の留意点

～技術漏洩・知財保護の観点から～

天達律師事務所 張和伏 弁護士

16:00-16:20 技術取引に関する日本企業の留意点

～資金回収の観点から～

青葉浩勤顧問（北京）有限公司 中国アドバイザー一部

部長 福谷拓弥 氏

16:20-17:00 パネルディスカッション

中国技術移転機関の方と、日本の産官学代表者の間で、中国

技術移転の現状や日本企業の利用法について自由討論。

※ 本セミナーは上海 I P G 全体会合と同じ日に開催します。講演機関等と調整しましたが、別の日に設定できず申し訳御座いません。

2. 2011 年度第 3 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国日本商会 IPG では、2011 年度第 3 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。

第 1 部は中国 IPG 会員（北京、上海、広東 IPG の総称）のみが参加し、中国日本商会 IPG（北京 IPG）運営に関わる連絡や中国日本商会 IPG 各 WG 活動の情報共有を図ります。第 2 部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。

今回の知財セミナーのテーマは 2 点です。中国国務院が昨年 10 月より実施している知的財産権の侵害と偽物・粗悪製品の製造・販売を取り締まる特別キャンペーンの成果について、商務部より発表いただきます。また、同キャンペーンの一環として、昨年 11 月 30 日に済南市公安が、欧米中の大手医薬製造メーカ 20 社以上の商品の模倣品（91 箱、200 万元以上のもの）を摘発した案件がありました。今回はその摘発案件に関する説明を、権利者側からの視点でバイエルン（中国）有限公司の知財担当者よりお話しいただきます。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、9 月 23 日（金）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2011 年 9 月 27 日（火）

13：30-14：30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15：00-17：00 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 13：00 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

場所：北京万豪酒店（Marriott Beijing City Wall）2 階 Executive Ballroom B

北京市東城区建国門南大街 7 号 Tel：010-5811-8661

地下鉄建国門駅より徒歩 5 分程度

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容（予定）：

第 1 部 中国日本商会 IPG（北京 IPG）全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG・中国人実務者研修会活動紹介
- ・ その他

第 2 部 JETRO 知財セミナー

・ 「知的財産権の侵害と偽物・粗悪製品の製造・販売を取り締まる特別キャンペーンの成果」について（逐語通訳）

商務部 条約法律司 副処長 李明 氏

- ・ 「2010 年 11 月 30 日に実施された済南市公安の医薬品模倣品摘発について」

Bayer Healthcare Company Ltd（中国）經理 付斌 氏

定員：80 名

参加費：無料

詳細は弊社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

3. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14:00~17:00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知識産権部

E-Mail : post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 著作権法第三回改正：ネット上の侵害問題が重点（新京報 2011 年 8 月 13 日）
2. 著作権法改正、着実に進んでいる（国家知識産権網 2011 年 8 月 19 日）

○中央政府の動き

1. 下半期に中小企業支援の新施策、イノベーション奨励重視（経済参考報 2011 年 8 月 1 日）
2. 2020 年に高級技能者数が 3900 万人に、政府が「人材育成計画」を発表（国家知識産権網 2011 年 7 月 27 日）
3. 特許審査の「クオリティ」に関する苦情相談サイトを開設、SIPO（中国経済網 2011 年 7 月 26 日）
4. 商標保護の長期体制構築に取り組む、工商総局（工商総局公式サイト 2011 年 8 月 5 日）

日)

5. 版權局 正規版ソフト導入の取り組みにより業界が発展 (国家知識産権網 2011年8月5日)
6. 国家知識産権局、PCT活用支援を強化 (国家知識産権網 2011年8月14日)
7. 税関総署 :リスク分析の活用により各地が大型案件を相次ぎ摘発 (人民日報 2011年8月11日)
8. 海外留学生の帰国起業を奨励、ハイレベル人材誘致に重点 (新華網 2011年8月19日)
9. 中国、3年めどに世界最大の「企業信用情報バンク」を構築 (新華網 2010年8月18日)
10. 発改委、新興産業の優良企業育成に10の支援策 (チャイナネット 2011年8月17日)
11. 信用失う企業への懲戒強化、工商総局 (新華網 2011年8月29日)
12. 外国による中国企業の合併買収に新規定、商務部 (人民網 2011年8月29日)
13. 文化部がオンライン音楽市場管理強化、レディー・ガガの曲も禁止へ (新華網 北京 8月28日)

○地方政府の動き

1. 重慶市、権利侵害の情報を企業の信用履歴に記録 (中国放送網 2011年7月23日)
2. 国内ブランド侵害が深刻化傾向、寧波税関統計 (法制網 2011年8月2日)
3. 北京高裁と知識産権局 知財紛争事件の調停協力契約を締結 (北京日報 2011年7月26日)
4. 北京中関村 専利促進のための補助金およそ1億元交付 (北京青年報 2011年7月25日)
5. 北京市海澱区、各管理当局が知財保護の職能強化を進める (中国放送網 2011年8月19日)
6. 浙江省台州市、偽物生産販売の通報者に報奨金 (中国台州網 2011年8月19日)
7. 重慶市の工業企業上位50社、知的財産権の貢献が1千億元 (国家知識産権網 2011年8月28日)

○司法関連の動き

1. 海澱裁判所で専利紛争の審理が可能に、下部裁判所として北京初 (法制網 2011年7月28日)
2. 知的財産権司法鑑定センターが設立、上海市浦東新区 (国家知識産権局 2011年8月3日)
3. 汎用エンジンの特許権侵害事件、ホンダと重慶企業の和解成立 (新華網 2011年8月12日)
4. 上海市第二中級裁判所、専利紛争専門の合議法廷設立 (中国知的財産権保護網 2011年8月10日)
5. 9種類の専利紛争をめぐる訴訟を受付、海澱区法院 (法制網 2011年8月26日)

○統計関連

1. 中国各地、2011年上半期GDP統計の発表を相次ぐ (新華網 2011年7月28日)
2. 特許権などによる担保融資は3361件、総額318.5億元 (国家知識産権網 2011年7

月 25 日)

3. 1~6 月の商標登録出願およそ 70 万件、34.84%増 (国家知識産権網 2011 年 8 月 5 日)
4. 中関村の特許登録件数が 107.6%増、今年上半期 (北京日報 2011 年 8 月 5 日)
5. 1~6 月期、国内企業の三種類権利出願が 31 万件、59.1%増 (国家知識産権網 2011 年 8 月 8 日)
6. 知的財産権侵害で 2751 人に有罪判決、上半期 (法制網 2011 年 8 月 4 日)
7. 国家知識産権局、中央企業でアンケート調査実施 (国家知識産権網 2011 年 8 月 17 日)
8. 日米欧韓での特許出願、上半期に成長続ける (国家知識産権網 2011 年 8 月 29 日)

○その他知財関連

1. 「中国科学発展報告書 2011」、初めて地方の GDP を「クオリティ」でランキング (人民日報 2011 年 8 月 1 日)
2. WTO 加盟 10 年 中国は知財を含め提訴された案件 13 件 (国家知識産権網 2011 年 8 月 5 日)
3. グーグルのモトローラ買収、商務部が独禁法審査を視野に (新華網 2011 年 8 月 18 日)
4. 2010 年中国民営企業 500 強発表、トップは華為 (人民日報 2011 年 8 月 28 日)
5. 広州交易会における知財関連の苦情・通報の処理はいつそう規範化へ (国家知識産権網 2011 年 8 月 24 日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★2. 著作権法改正、着実に進んでいる★★★

7 月に発足した著作権法の第三回改正について、政府機関、業界協会、著作権者から多くの提案が出されており、改正作業が着実に進んでいる。国家版權局が 200 以上の機構を対象にアンケート調査を実施したのに続いて、中国版權協会では 8 月 5 日、その法律事務委員会主催の主任会議を北京で開き、改正作業に参加するための具体的な取り組みについて討議を行った。

会議では著作権分野の業界団体として著作権法の改正作業に積極的に協力すべきだと認識で一致し、さらに、実務上の課題の解決に向けた法律内容への提案と助言などについて意見が交わされ、著作権法改正に参加するための具体的方針が固められた。

関係筋によると、国家版權局はすでに専門家グループに改正案の作成を依頼しており、これら改正案を踏まえて國務院法制弁公室に第三回改正の初稿を提出することにしているという。(国家知識産権網 2011 年 8 月 19 日)

○中央政府の動き

★★★2. 2020 年に高級技能者数が 3900 万人に、政府が「人材育成計画」発表★★★

中央組織部と中国人力資源社会保障部がこのほど、2010 年から 2020 年までの「高級技能者人材育成中長期計画」を発表した。計画では高級技能者の数を 2020 年までに 3900 万人に増やすとの目標が示された。

経済と社会の発展、産業の発展に相応しい高級人材の確保を目指す同計画では、2015年に全国の技能労働者数が1億2500万人に達し、さらに2020年に1億4000万人に達するとの目標が掲げられている。この中、2020年に高級技能者数は高級技師が180万人、技師が820万人、高級労働者が2900万人、合わせて3900万人に達するほか、特殊操作法や技能革新、特許を有する高級技能者を高級技能者全体の8割以上に引き上げるとの目標が提示されている。(国家知識産権網 2011年7月27日)

★★★5. 版權局 正規版ソフト導入の取り組みにより業界が発展★★★

国家版權局が4日明らかにしたところによると、中国政府が権利を侵害する海賊版ソフトウェアの摘発を強化し、正規版ソフト導入の推進方針を堅持したことにより、中国ソフトウェア産業の発展が大幅に促進された。

国家版權局がまとめた統計によると、国内のソフト登録件数は2000年の約500件から06年は2万3千件以上に増加し、10年は8万件を突破した。中国ソフト産業の生産額は01年の750億元から十数倍増加して、10年には1兆3千億元に達した。一部の地区では、国産正規版ソフトの使用率が60%に上昇し、製品の質が向上を続けている。

国家版權局の責任者の説明によると、ソフトの正規版導入に向けた検査や改善が段階的な成果を上げている。中央政府と国の機関は、計135カ所が国务院の要求を踏まえて5月までに検査・改善を終えており、67カ所の直属機関も検査・改善を終えている。この計202カ所が調達したオペレーションシステム(OS)ソフト、オフィスソフト、ウイルス対策ソフトは17万6763セット、調達金額は1億4091万元に上る。

各級地方政府も検査・改善を積極的に推進している。中央と地方を合わせたこれら3種類のソフトの調達数は38万1807セット(ライセンス数)となり、調達金額は3億7714万元に上った。(国家知識産権網 2011年8月5日)

★★★6. 国家知識産権局、PCT活用支援を強化★★★

より多くの国内企業が国外で特許を出願するようになった。これに伴い、中国のPCT出願件数は右肩上がりが続いている。一方、PCT国際出願制度について理解が不足している人も多くいる。こうした状況の改善に向け、国家知識産権局専利局の初審とフロー管理部が一連の措置を講じて、PCT活用支援の強化に取り組んでいる。

PCT関連知識の普及を強化するために、初審とフロー管理部は世界知的所有権機関(WIPO)と提携して研修クラスを共催するほか、国内各地で研修育成コースを独自に実施し、効果を上げている。同部はまた、PCT出願制度のコースウェアを作成し、ユーザーが自由にPCTの知識を勉強できるようにオンラインで提供している。

一般の人々向けの啓蒙・普及を強化するとともに、同部は▽代理機構を対象とする育成・訓練、▽相談窓口の整備、▽PCT関連の最新情報の翻訳・提供——などにも取り組んでいる。さらに、ユーザーにより便利で優良なサービスを提供するのを狙い、新しい審査システムの導入で審査のフローをさらに改善し、中間書類のオンライン提出、支払い手段の利便化を実現するなどの目標が掲げられている。

世界知的所有権機関の統計によると、中国のPCT国際出願は2010年に1万2千件を超え、世界で4番目に多い国となっている。中国の国内段階に移行したPCT出願は年平均で10%増加し、2010年に5万件以上に達した。(国家知識産権網 2011年8月14日)

○地方政府の動き

★★★7. 重慶市の工業企業上位50社、知的財産権の貢献が1千億元★★★

重慶市がこのほど選出した 2010 年度の工業企業トップ 50 社のうち、知的財産権 3 件以上を保有する企業は 7 割強、知的財産権を有する新製品の生産高は 1143 億 9200 万元に達したことが、市の統計局が発表した統計データでわかった。

重慶市は 2010 年に国有また年商 500 万元以上の工業企業による域内総生産（GDP）が 2682 億 5100 万元で、伸び幅が全国平均水準より 8.0 ポイント高い 23.7%で、国内各地方の中で最も早い成長を実現した。この中、知的財産権による経済的効果が目覚しく、工業企業トップ 50 社の新製品の生産高が全体の 31.7%を占める 1143 億 9200 万元で、知的財産権が企業の発展を牽引する力強い存在となっている。

一方、重慶市の工業企業には知的財産権関連業務のさらなる強化が必要であることも指摘されている。市統計局が発表した 2010 年度の「工業企業専利統計報告」によると、昨年に専利関連の支出があった企業はわずか 5.9%で、金額にしては 16 億 5600 万元で売り上げ総額に占める比率はわずか 0.23%だった。（国家知識産権網 2011 年 8 月 28 日）

○司法関連の動き

★★★2. 知的財産権司法鑑定センターが設立、上海市浦東新区★★★

上海市浦東新区は知的財産権サービスシステムの健全化や行政・司法両立の保護モデルの整備を目指し、知的財産権司法鑑定センター設立の準備作業を進めてきたが、このほど、市司法局により設立が認められた。これから鑑定業務が本格展開されることとなる。

業務範囲は知的財産権とコンピューターの 2 分野。鑑定実務、専門家派遣、要員研修などにおいて上海市科学技術諮詢サービスセンターと全面的に提携する方針となっている。類似技術か否か、ノーハウが技術要件となるか否かなどに関する認定のほか、技術契約の締結、履行における技術、基準上の問題やコンピューターのセキュリティー脅威について鑑定が行われる。また、商標や著作権などをめぐる知的財産権訴訟のかかわった技術紛争の鑑定も受け付けられるという。

鑑定センターの設立により、関連当局が提携して知的財産権関連の侵害行為、犯罪を摘発する体制の確立と、浦東新区の知的財産権保護の更なる進展につながることも期待される。（国家知識産権局 2011 年 8 月 3 日）

○統計関連

★★★2. 特許権などによる担保融資は 3361 件、総額 318.5 億元★★★

国家知識産権局は知的財産権の担保融資を推進して中小企業の発展を支えるために、知的財産権担保融資のパイロット作業を展開し、知的財産権を担保とする中小企業向けの新しい貸付モデルを模索している。投融資サービス体制の整備と特許などの担保登録管理の強化を通じて、知的財産権担保融資の発展を着実に促進した。2006 年 1 月から 2011 年 6 月までに全国では専利（特許、実用新案、意匠を含む）を担保とする融資契約が 3361 件、融資総額が 318 億 5 千万元に達した。

また、知的財産権の融資担保としての十分活用と銀行の知的財産権担保融資業務の発展促進を目指し、国家知識産権局は現在、中国銀行業監督管理委員会とともに、「銀行業金融機構知的財産権貸付ガイドライン」の意見募集稿の作成を共同で進めているところだ。（国家知識産権網 2011 年 7 月 25 日）

★★★3. 1～6 月の商標登録出願およそ 70 万件、34.84%増★★★

今年上半期（1～6 月）の商標登録出願件数は去年の同じ時期より 34.84%増加し、およそ 70 万件に達した。年間出願件数として去年の 100 万件突破に続き、今年はさらに過去

最高を記録する見通し。国家工商行政管理総局の関係責任者が明らかにした。

中国の商標の年間登録件数は9年連続で世界トップだった。累計出願件数は2010年末におよそ830万件で、今年上半期にさらに約70万件増加し、900万件となっている。一方、審査業務にも目立った進捗を見せており、昨年通年で148万件の登録出願が審査され、審査周期が1年以内に短縮された。

同責任者によると、工商総局では現在、商標保護体制の刷新と登録・使用・保護・管理を一本化した商標保護長期体制の確立に向け、関連当局との情報共有や連携強化などを含めた一連の取り組みを実施する方針を固めたという。(国家知識産権網 2011年8月5日)

★★★5. 1～6月期、国内企業の三種類権利出願が31万件、59.1%増★★★

今年1～6月期の国内企業の特許出願が前年の同じ時期より45.7%増、実用新案出願が62%増、意匠出願が69.7%増で、三種類あわせてでは出願件数が約31万件で、同59.1%増加した。国家知識産権局が発表した。

華為と中興通訊は依然として特許の出願・登録件数で国内各社をリードしている。また、上半期に特許出願と登録の上位10社にほとんどは技術系企業であることがわかった。

国内企業による特許出願の急増について、中国科学院大学院の法律と知的財産権学部の李順徳主任は、国の知的財産権戦略が功を奏し、企業のイノベーション能力の向上を促進したほか、地方政府の奨励策も企業の出願・登録件数の増加に寄与したとの認識を示した。(国家知識産権網 2011年8月8日)

★★★7. 国家知識産権局、中央企業でアンケート調査実施★★★

2009年末時点の中央企業の保有する専利(特許、実用新案、意匠を含む)が7万5896件、営業秘密が4万595件、商標が2万9122件で、2009年通年の研究開発費が全国の31.8%に当たる1468億元だった。国家知識産権局と国有資産管理委員会がこのほど中央企業122社を対象に実施したアンケート調査でわかった。

中央企業による2009年の三種類権利出願が全国の総出願件数の4.5%にあたる3万9203万件、登録が同4.1%の2万431件で、この中、特許出願が同8.7%の1万9993件で、特許登録が同7.5%の4891件であった。

特許実施件数では産業別に見て、1000件を超える中央企業はいずれも通信、装備製造、石油化学工業分野の企業であり、この中、中国航天、中国移动、中国石油など5社の実施件数が中央企業全体の56.3%を占める。また、イノベーション型中央企業50社による2005年から2009年までの特許出願件数の年平均伸び率が48%、登録件数の年平均伸び率が34%で、特許の出願・登録・保有件数のいずれも中央企業全体の98%以上を占めることもわかった。

国際特許について中央企業は累計ベースで出願が2044件、登録が797件で、2009年の米国及び欧州、日本、韓国、インドなど国での特許出願が314件、登録が114件だった。一方、2009年の中国全体のPCT出願が7946件で、中央企業によるものはわずか4%で、海外保護意識の不足が伺える。(国家知識産権網 2011年8月17日)

★★★8. 日米欧韓での特許出願、上半期に成長続ける★★★

米国特許商標庁と欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁がこのほど発表した速報値によると、国内権利者が米国、EU、日本、韓国に提出した特許出願の件数は今年上半期にも成長を続けている。

各国への出願件数はそれぞれ、米国特許商標庁には 3025 件で前年の同じ時期より 2.9%増、欧州特許庁には 1014 件で 0.9%減、日本特許庁には 530 件で 4.5%増、韓国特許庁には 287 件で 11.7%増であった。一方、昨年に各国の受け付けた出願総件数では米国が 2.2%減、日本が 2.0%減、EU が 2.1%減、韓国が 0.6%増で、いずれも中国からの出願の増加率を下回っている。

各国が中国での特許出願についてはそれぞれ、米国が 1 万 3725 件で 7.2%増、EU が 1 万 4940 件で 4.7%増、日本が 1 万 8840 件で 13.6%増、韓国が 3595 件で 10.6%増で、いずれも早い成長を維持した。中国の各国での出願件数と比べて、米国が 4.5 倍、EU が 14.7 倍、日本が 35.5 倍、韓国が 12.5 倍となっており、国内の知的財産権保護環境の改善につれ、先進国が中国での権利取得をますます重視する動向も伺えた。(国家知識産権網 2011 年 8 月 29 日)

○その他知財関連

★★★2. WTO 加盟 10 年 中国は知財を含め提訴された案件 13 件★★★

商務部条約法律司の李成鋼司長が 4 日明らかにしたところによると、中国が世界貿易機関 (WTO) に加盟してから約 10 年が経過し、その間、中国が WTO に提訴した案件は 8 件、中国が提訴された案件は 13 件に上った。

中国が提訴した 8 案件のうち、米国の鉄鋼保障措置を訴えた案件、米国の銅板紙の反ダンピング・反補助金措置を訴えた案件、米国 2009 年予算案第 727 条を訴えた案件の 3 件はすでに結審した。残りの 5 件、すなわち米国の反ダンピング・反補助金措置を訴えた案件、米国のタイヤへの特別保護措置を訴えた案件、欧州のボルトへの反ダンピング措置を訴えた案件、欧州の革靴製品への反ダンピング措置を訴えた案件、米国の反ダンピング手続きゼロイングを訴えた案件は法的プロセスの段階にある。

中国が提訴された 13 件のうち、7 件はすでに結審した。米国が集積回路の付加価値税を訴えた案件、米国と欧州が自動車部品について訴えた案件、米国とメキシコが税収補助金を訴えた案件、米国が知的財産権について訴えた案件、米国と欧州が金融情報について訴えた案件、米国とメキシコとグアテマラが輸出補助金を訴えた案件、米国が風力エネルギー設備の輸入代理補助金を訴えた案件の 7 件だ。残りの 6 件は今、法的プロセスの段階にあり、具体的には米国が出版物について訴えた案件、米国、欧州、メキシコが輸出制限を訴えた案件、欧州がボルトについて訴えた案件、米国が電子支払いについて訴えた案件、米国が方向性電磁鋼板の反ダンピング・反補助金措置を訴えた案件、欧州が X 線安全検査設備の反ダンピング措置を訴えた案件の 6 件だ。(国家知識産権網 2011 年 8 月 5 日)

★★★5. 広州交易会における知財関連の苦情・通報の処理はいつそう規範化へ★★★

今年 10 月 15 日に開催予定の第 110 回広州交易会において、知的財産権関連の苦情・通報の処理はさらに規範化されることになる。商務部 (商務省) の蔣耀平副部長が 8 月 23 日の国務院新聞弁公室による記者会見の席上で話した。

知的財産権保護の新施策についての質問に答え、蔣副部長は「広州交易会は一貫して知的財産権の保護を重視し、1990 年代から知的財産権保護のあり方を模索し、現在で大会の苦情通報ステーション制度を確立したなど、保護措置が整備されつつある」と指摘し、国務院が 2004 年発布の「知的財産権保護特別行動方案」に全国の展示会業界で導入すべきだと求めた、広州交易会独創の「規範的・協同的・文明的な法執行」という保護モデルを今回の大会でいつそう改善、強化すると説明した。

副部長によると、第 110 回広州交易会では品質分野の専門家を招聘し、苦情通報ステーションの受付・処理手続きのいっそう規範化を図り、すべての苦情・通報が適切に処理されるように取り組むとともに、ホットラインや公式ウェブサイトなどで知的財産権の保護措置と苦情申し入れ、通報の方法をPRするなど、出展企業や来場者の保護意識の向上に努めることにしているという。(国家知識産権網 2011 年 8 月 24 日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京事務所知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved